

池田市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、池田市太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続等に関し、必要な事項を定め、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 太陽光を利用して発電する未使用であり、自作でない装置であって、設置に関して法令等に違反していないものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する戸建の建物をいう。（同一建物内に居住部分と店舗、事務所等の部分が併存している住宅を含む。）
- (3) 非住宅 次のアからカまでのいずれかに該当する建物をいう。
 - ア 店舗
 - イ 事務所
 - ウ 工場
 - エ 賃貸集合住宅（共用部分に限る。）
 - オ 分譲集合住宅（共用部分に限る。）
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める建物（交付対象者等）

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置した個人（ただし、当該住宅を自ら又は自らを含む複数者で所有している場合に限る。）

- (2) 発電システムが設置された市内の住宅を購入し、当該住宅に現に自ら居住する個人（ただし、当該住宅を自ら又は自らを含む複数者で所有している場合に限る。）
- (3) 前2号のいずれかのうち、同住宅に家庭用蓄電システムを設置した者又は家庭用蓄電システムが設置された同住宅を購入した者で、本市の家庭用蓄電システム設置費補助金を同時に申請する個人
- (4) 発電システムを市内の非住宅に設置した個人、個人事業主、法人その他の団体（ただし、当該非住宅を自ら又は自らを含む複数者で所有している場合に限る。）
- (5) 発電システムが設置された市内の非住宅を購入した個人、個人事業主、法人その他の団体（ただし、当該非住宅を自ら又は自らを含む複数者で所有している場合に限る。）

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる者（以下「住宅用交付対象者」という。）は、当該発電システムの設置後又は購入後において電力会社と電力受給契約を結ばなければならない。
- 3 過去にこの要綱に基づき交付を受けた補助金に係る発電システムについては、再度補助金の交付の対象とはできない。
- 4 本市が過去に実施し交付を受けた同種の補助金（以下「旧補助金」という。）に係る発電システムについては、補助金の交付の対象とはできない。
- 5 住宅用交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) 申請時において、市税を滞納しておらず、市内に住所を有している個人であること。
 - (2) 過去に旧補助金（住宅に係るものに限る。）の交付又はこの要綱に基づき住宅用交付対象者として補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 住宅用交付対象者又は住宅用交付対象者を含む複数者で対象となる発電

システムを所有していること。

6 第1項第4号又は第5号に掲げるもの（以下「非住宅用交付対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 過去に旧補助金（非住宅に係るものに限る。）の交付又はこの要綱に基づき非住宅用交付対象者として補助金の交付を受けていないこと。

(2) 非住宅用交付対象者又は非住宅用交付対象者を含む複数者で対象設備を所有していること。

7 補助金の交付は、1件の住宅又は非住宅につき1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、20,000円に発電システムの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数第3位以下を切り捨てた値）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、住宅用交付対象者にあっては100,000円を、非住宅用交付対象者にあっては200,000円を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「交付申請者」という。）のうち、電力会社と電力受給契約を締結するものにあっては電力受給を開始した日から起算して3月を経過する日までに、非住宅用交付申請者で電力会社と電力受給契約を締結しないものにあっては発電システムの竣工検査を実施した日から起算して3月を経過する日までに、池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、交付申請者のうち、第3条第1項第3号に該当する者は、電力需給を開始した日から起算して3月を経過する日と、家庭用蓄電システムの竣工検査を実施した日から起算して3月を経過する日のいずれか遅い方までに交付の申請を行わなければならない。

- (1) 発電システムの設置費に係る領収書（補助金の交付の申請日前1年以内に交付申請者宛に発行されたものに限る。）の写し又は支払を証明する書類
- (2) 発電システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類
- (3) 竣工検査記録書（様式第2号）
- (4) 発電システムが設置された住宅又は非住宅の全景のカラー写真及び所在地が確認できる地図
- (5) 発電システム一式の設置状態が確認できるカラー写真
- (6) 発電システムの仕様が確認できるパンフレット等
- (7) 電力会社と電力受給契約を締結したものにあっては、当該電力受給契約の内容が確認できる書類の写し
- (8) 発電システムが設置された住宅又は非住宅の所有権を、交付申請者を含む複数者が有する場合にあっては、その数の当該設置に係る設置承諾書（様式第3号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は交付申請者が直接持参する方法により前項の規定による申請の受付を行い、当該受付は予算の範囲内において先着順とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付申請者に対し、池田市太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）によりこれを通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、当該交付

申請者に対し、池田市太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

(様式第5号)によりこれを通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに池田市太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付の申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、やむを得ない理由により交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請取下届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付の申請の取下げの届出があったときは、これを承認し、速やかに池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請取下承認書(様式第8号)により通知するものとする。

(管理)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、発電システムを適正に管理しなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、発電システムが損傷又は滅失し、使用不能になったときは、財産損傷届出書(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

(処分)

第10条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第11条 補助事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用状況報告書（様式第11号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(確認及び検査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、発電システムの使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について適宜確認し、又は検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項に掲げる確認又は検査に協力しなければならない。
(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、交付申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消し、池田市太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によりこれを通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 第7条第1項の規定による補助金の請求を行わないとき。
- (4) 第8条の規定による補助金の交付の申請の取下げがあったとき。
- (5) 第11条の規定による書類の提出を行わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付の決定の取消しが適当と認めたとき。

2 市長は、第3条第1項第3号に該当する交付申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金の交付の決定についても取り消し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付要綱第13条における池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 第11条の規定による書類の提出を行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が池田市家庭用蓄電システム設置費補助金の交付の決定についても取消しが適當と認めたとき。
(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、池田市太陽光発電システム設置費補助金返還命令通知書（様式第13号）により、期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

2 市長は、前条第2項の規定により池田市家庭用蓄電システム設置費補助金の交付の決定も取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付要綱第14条における池田市家庭用蓄電システム設置費補助金返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて当該補助金の返還についても命じることができる。

（署名、記名押印又は署名捺印）

第15条 様式各号（様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第12号及び様式第13号を除く）を提出する者は、これらに署名又は記名押印しなければならない。ただし、法人が提出する場合にあっては、これらに記名押印又は署名捺印しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前になされた申請及び平成23年4月1日から平成24年3月31日までに改正前の池田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第3条に規定する対象者による改正前の要綱第5条の規定による申請のうち市長が認めるものについては、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に第5条の規定による改正前の池田市在日外国人高齢者福祉金支給要綱、第16条の規定による改正前の池田市道路敷等明示事務取扱要綱、第18条の規定による改正前の池田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱及び第19条の規定による改正前の池田市非住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により提出されている書類は、第5条の規定による改正後の池田市在日外国人高齢者福祉金支給要綱、第16条の規定による改正後の池田市道路敷等明示事務取扱要綱、第18条の規定による改正後の池田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱及び第19条の規定による改正後の池田市非住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前において、この要綱による改正前の第5条の規定により登録の申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(池田市非住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 池田市非住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月14日から実施する。